

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年6月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和44年3月に大学を卒業して間もなく、父親が私の国民年金の加入手続を行い、母親が自身の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を婦人会の集金人に納付していたことを記憶しているので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月16日に払い出されていることが確認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人が同年7月23日に任意加入被保険者の資格を取得していたことを示す記載が確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の国民年金被保険者名簿によると、昭和60年7月29日付けで国民年金被保険者の種別が任意加入被保険者から強制加入被保険者に訂正されたとともに、資格取得日が50年7月23日から42年*月*日に訂正されていることが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入者であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、上記の資格取得日に係る記録が訂正された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

加えて、申立期間は75か月と長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の両親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状

況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年11月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について国民年金の未加入期間とされている。

しかし、私は、平成7年中頃、社会保険事務所（当時）で妻の国民年金被保険者の種別変更手続を行った時、担当者から申立期間の国民年金保険料を納付するよう勧められた。翌年、私は、妻の保険料と合わせて申立期間の保険料を納付したはずなので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは、平成9年1月以降である。このため、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の妻に係る国民年金被保険者の種別変更手続を行った記憶は有るものの、自身の国民年金の加入手続に関する記憶が無い上、申立人から国民年金保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 50 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 20 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主及び複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関係書類は廃棄済みであり、申立人の申立期間の保険料控除は不明である。」旨回答している。

また、前述の事業主は、「社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の届出を行わずに、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、昭和 50 年 4 月 1 日におけるA社の厚生年金保険被保険者は、事業主及びその親族のみであることが確認できるほか、前述の同僚のうち1人は、自身と同じ同年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した4人について、「4人の入社日は私の入社日より先だった。」旨供述しており、申立期間当時、同社は、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、不自然な記載内容は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 3 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、私の年金記録では、同年 7 月 3 日に同社での厚生年金保険被保険者資格が喪失となっている。申立期間においても、同社の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が有るので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間、A 社で継続して勤務した旨主張している。

しかしながら、雇用保険被保険者記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 62 年 7 月 2 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している。

また、B 社は、「A 社は、当社の前身の会社である上、年数も経過していることから、申立内容を確認できる資料が残っておらず、当時の状況は分からない。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係るオンライン記録において、C 県内に住所を有する申立期間当時の同僚で、連絡先が判明した 4 人に照会したものの、申立人が退職した時期について供述を得ることはできなかった。

なお、上述の同僚のうち一人について、申立人は、「彼は、アルバイトであり厚生年金保険には加入していなかったはずである。私は、アルバイトを管理する立場であり、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述している一方で、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険

者資格の取得に係る処理は、申立期間中に行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。